

政令第 号

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成十八年六月一日とする。